

議案第62号～第77号

令和4年11月24日

令和4年12月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 62 号	鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について……………	1
議案第 63 号	鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について……………	13
議案第 64 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	21
議案第 65 号	鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について……………	45
議案第 66 号	鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部改正について……………	61
議案第 67 号	指定管理者の指定について……………	95
議案第 68 号	指定管理者の指定について……………	97
議案第 69 号	指定管理者の指定について……………	99
議案第 70 号	指定管理者の指定について……………	101
議案第 71 号	指定管理者の指定について……………	103
議案第 72 号	指定管理者の指定について……………	105
議案第 73 号	指定管理者の指定について……………	107
議案第 74 号	指定管理者の指定について……………	109
議案第 75 号	指定管理者の指定について……………	111
議案第 76 号	指定管理者の指定について……………	113
議案第 77 号	三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について……………	115

議案第 6 2 号

鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例
(別 紙)

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 開示（第3条―第5条）

第3章 鈴鹿市個人情報保護審査会

第1節 設置及び組織（第6条―第9条）

第2節 審査会の調査審議の手續（第10条―第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 開示

（不開示情報としない情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項において不開示情報から除かれる同項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条第3号ウに掲げ

る情報とする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鈴鹿市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第3章 鈴鹿市個人情報保護審査会

第1節 設置及び組織

（設置）

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、鈴鹿市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第7条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第8条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適当でない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第9条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第2節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下この条及び第13条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に

口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条第1項の規定により提示された保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年度1回、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鈴鹿市個人情報保護条例の廃止)

第2条 鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴鹿市条例第36号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の鈴鹿市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定による職務上知ることができた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による当該事務に関して知ることができた旧個人情報の内容をみだりに漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する個人情報取扱事務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条、第27条又は第33条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されている旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第45条第1項の規定により市に置かれた鈴鹿市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日において第8条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 4 施行日前に旧審査会にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第46条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧

実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

9 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年鈴鹿市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(秘密保持の義務) 第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条及び第67条</u>の規定により、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。	(秘密保持の義務) 第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>鈴鹿市個人情報保護条例(平成15年鈴鹿市条例第36号)第13条</u>の規定により、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例(平成26年鈴鹿市条例第23号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第 2 条 この条例において「出頭人等」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(12) 略 (13) 鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第29条第4項又は<u>鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年鈴鹿市条例第 号）第10条第4項</u>の規定により、鈴鹿市情報公開審査会又は鈴鹿市個人情報保護審査会の求めにより出頭して、知っている事実を陳述し、又は鑑定を行った者 (14) 略	(定義) 第 2 条 この条例において「出頭人等」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(12) 略 (13) 鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第29条第4項又は<u>鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴鹿市条例第36号）第51条第4項</u>の規定により、鈴鹿市情報公開審査会又は鈴鹿市個人情報保護審査会の求めにより出頭して、知っている事実を陳述し、又は鑑定を行った者 (14) 略

（鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正）

第 6 条 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い） 第13条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、第8条第	（市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い） 第13条 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、第8条第

1 項及び第 9 条の規定にかかわらず、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15 年法律第57号）</u>に定めるところによ る。	1 項及び第 9 条の規定にかかわらず、 <u>鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴 鹿市条例第36号）</u>に定めるところによ る。
--	--

議案第 63 号

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年鈴鹿市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） 略 （2） 当該契約が一般運送契約以外の	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 （1） 略 （2） 当該契約が一般運送契約以外の

契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところ

契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところ

ろにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

2 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第7条 市は，候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には，7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて，法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき，委員会が定めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき，当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第10条 市は，候補者（前条の規定によ

ろにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

2 略

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第7条 市は，候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には，7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて，法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき，委員会が定めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第5条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき，当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第10条 市は，候補者（前条の規定によ

る届出をした者に限る。)が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

る届出をした者に限る。)が同条に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第8条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、定年の引上げ後の職員の給与に係る規定を整備
するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(級別定数及び昇給の基準)	(級別定数及び昇給の基準)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 職員の昇給は、規則で定める日に、 同日前において規則で定める日以前1 年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応 じて、行うものとする。この場合にお いて、同日の翌日から昇給を行う日の 前日までの間に当該職員が法第29条第 1項及び第2項の規定による懲戒処分 を受けたことその他これに準ずるもの として規則で定める事由に該当したと きは、これらの事由を併せて考慮する ものとする。	3 職員の昇給は、規則で定める日に、 同日前において規則で定める日以前1 年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じ て、行うものとする。この場合におい て、同日の翌日から昇給を行う日の前 日までの間に当該職員が法第29条第1 項及び第2項の規定による懲戒処分を を受けたことその他これに準ずるもの として規則で定める事由に該当したと きは、これらの事由を併せて考慮するも のとする。
4 略	4 略
5 55歳（規則で定める職員にあつては 、56歳以上の年齢で規則で定めるも の）を超える職員の第3項の規定によ	5 55歳（規則で定める職員にあつては 、56歳以上の年齢で規則で定めるも の）を超える職員の第3項の規定によ

る昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

る昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

第5条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、この規定による給料月額

(非常勤職員等の給与)

第11条 臨時又は常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(非常勤職員等の給与)

第11条 臨時又は常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）については、任命権者は、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使

(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、

用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗

55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号に規定する額を超えない範囲内において規則で定めるところにより算出した額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 略

(時間外勤務手当)

第32条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に

じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号に規定する額を超えない範囲内において規則で定めるところにより算出した額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 略

第32条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に

勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第35条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 前項及び次項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第35条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計

勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第35条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第35条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間を合計した時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項又は第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間を合計した時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につ

第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

き、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第42条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第42条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6

(期末手当)

第42条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第42条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間にお

箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の

ける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

総額 3～5 略 <u>(定年前再任用短時間勤務職員について の適用除外)</u> 第45条 <u>第5条第3項から第8項まで及 び第3章から第4章の2までの規定は 、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適 用しない。</u> 附 則 10 略 <u>(定年の引上げに伴う給与に関する特 例措置)</u> 11 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該 職員が60歳に達した日後における最初 の4月1日(附則第13項において「特 定日」という。)以後、当該職員に適 用される給料表の給料月額のうち、第 5条第2項の規定により当該職員の属 する職務の級及び同条第3項から第8 項までの規定により当該職員の受ける 号給に応じた額に100分の70を乗じて 得た額(当該額に、50円未満の端数を 生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数を生じたときはこ れを100円に切り上げるものとする。 とする。)</u> 12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には 適用しない。</u> <u>(1) 臨時職員その他の法律により任 期を定めて任用される職員</u>	3～5 略 第45条 第3章から第4章の2までの規 定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 附 則 10 略
--	--

(2) 鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 鈴鹿市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月

額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項

の規定の適用を受ける職員であつて、
任用の事情を考慮して当該給料を支給
される職員との権衡上必要があると認
められる職員には、当分の間、当該職
員の受ける給料月額のほか、規則で定
めるところにより、前3項の規定に準
じて算出した額を給料として支給す
る。

17 附則第13項又は前2項の規定による
給料を支給される職員に対する第42条
第5項（第42条の4第4項において準
用する場合を含む。）の規定の適用に
ついては、これらの規定中「給料月
額」とあるのは、「給料月額と附則第
13項、第15項又は第16項の規定による
給料の額との合計額」とする。

18 附則第11項の規定の適用を受ける職
員には、規則の規定により、同項の規
定の適用により給料月額が異動するこ
ととなった旨の通知を行うものとし
る。

19 附則第11項から前項までに定めるも
ののほか、附則第11項の規定による給
料月額、附則第13項の規定による給料
その他附則第11条から前項までの規定
の施行に関し必要な事項は、規則で定
める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第 2（第 3 条関係）

教育職給料表

職員の区分	職	1	特	2	3
-------	---	---	---	---	---

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用 職員以 外の職 員	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用 職員		略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第 2（第 3 条関係）

教育職給料表

職員の区分	職	1	特	2	3
-------	---	---	---	---	---

	務 の 級 級	給 号 給	1 級 級	給 料 月 額	給 料 月 額
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u>	略	略	略	略	略
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
備考 略		略	略	略	略

	務 の 級 級	給 号 給	1 級 級	給 料 月 額	給 料 月 額
<u>再任用職員以外の職員</u>	略	略	略	略	略
<u>再任用職員</u>		略	略	略	略
備考 略					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項，附則第5条第1項から第4項まで，附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により

採用された職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の鈴鹿市職員給与条例（以下「新条例」という。）附則第11項から第19項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第5条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第5条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第11条、第28条第2項並びに第32条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第42条

第3項の規定を適用する。

9 新条例第42条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。））」とする。

10 新条例第5条第3項から第8項まで及び第3章から第4章の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（鈴鹿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

12 鈴鹿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下<u>の期間、その発令日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額。以下この条において同じ。）の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相</u>	（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。

当する額を超えるときは、当該額を減
ずるものとする。

(鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 13 鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(育児短時間勤務をした職員の給与の取扱い) 第17条 育児短時間勤務職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(育児短時間勤務をした職員の給与の取扱い) 第17条 育児短時間勤務職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第5条第4項	略	略	第5条第4項	略	略
第28条第2項	<u>定年前再任用</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3	第5条第2第1項	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
			第28条第2項	<u>再任用短時間</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3

第2号	<u>短時間勤務職員</u>	年法律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第32条第1項	略	略
第32条第2項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	<u>育児短時間勤務職員等</u>
略	略	略

(短時間勤務職員の給与の取扱い)

第20条 短時間勤務職員についての給与

第2号	<u>勤務職員</u>	年法律第110号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第32条第1項	略	略
第32条第4項	<u>前項</u>	<u>鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鈴鹿市条例第1号。以下「育児休業条例」という。）第17条</u>
略	略	略

(短時間勤務職員の給与の取扱い)

第20条 短時間勤務職員についての給与

条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第5条第4項	略	略
第11条及び第32条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
第28条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第32条第1項	略	略

条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第5条第4項	略	略
第28条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第32条第1項	略	略
第32	前項	育児休業条例第

略	略	略
第45条	第3章から第4章の2まで	第5条第3項から第8項まで、第4章、第4章の2及び第5章の2
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

附 則

3 略

4 育児短時間勤務職員等に対する給与
条例附則第11項の規定の適用について
は、同項中「) とする」とあるのは「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

条第4項		20条
略	略	略
第45条		
	再任用職員	短時間勤務職員

附 則

3 略

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

職員の給与改定を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当) 第42条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれ	(勤勉手当) 第42条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれ

に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあつては，<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあつては，<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては，<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあつては，<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	---

改 正 後

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

改 正 前

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>226,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
略								
略								
備考 略								

78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
略								
略								
備考 略								

第2条 鈴鹿市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当) 第42条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定管理職員にあつ	(勤勉手当) 第42条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定管理職員にあつて

ては、 <u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 略	は、 <u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	---

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(特定任期付職員についての給与の特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 2～5 略 (特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	略	略	(特定任期付職員についての給与の特例) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>375,000</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 2～5 略 (特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等) 第5条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	略	略
号給	給料月額																
	円																
1	<u>376,000</u>																
略	略																
号給	給料月額																
	円																
1	<u>375,000</u>																
略	略																

）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 略	）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3 略
--	--

第４条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等） 第５条 略 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項及び第42条第２項の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3 略	（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等） 第５条 略 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項及び第42条第２項の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3 略

附 則

（施行期日等）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２ 第１条の規定（鈴鹿市職員給与条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第４２条の４第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規

定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定（給与条例第42条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（任期付職員条例第5条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部改正について

鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、定年の引上げ後の職員の退職手当に係る規定を整備すること等について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和 3 1 年鈴鹿市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、<u>その遺族</u>）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づ	(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には<u>その遺族</u>）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づ

く規則により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（鈴鹿市の休日定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は，算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては，18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で，その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは，職員とみなして，この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については，この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職

く規則により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で，その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは，職員とみなして，この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし，地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については，この限りでない。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職

等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み 替え	読み 替え	読み替える字句
----------	----------	---------

(2)～(7) 略

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み 替え	読み 替え	読み替える字句
----------	----------	---------

る規 定	られ る字 句		る規 定	られ る字 句	
第4 条第 1項 及び 第5 条第 1項	退職 日給 料月 額	退職日給料月額及び 退職日給料月額に退 職の日において定め られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数1年につき100 分の3（退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日における その者の年齢との差 に相当する年数が1 年である職員にあつ ては、100分の2） を乗じて得た額の合 計額	第4 条第 1項 及び 第5 条第 1項	退職 日給 料月 額	退職日給料月額及び 退職日給料月額に退 職の日において定め られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数1年につき100 分の3（退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日 <u>の属する 年度の末日</u> における その者の年齢との差 に相当する年数が1 年である職員にあつ ては、100分の2） を乗じて得た額の合 計額
第5 条の 2第 1項 第1 号	及び 特定 減額 前給 料月 額	並びに特定減額前給 料月額及び特定減額 前給料月額に退職の 日において定められ ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と	第5 条の 2第 1項 第1 号	及び 特定 減額 前給 料月 額	並びに特定減額前給 料月額及び特定減額 前給料月額に退職の 日において定められ ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と

		の差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日におけるその 者の年齢との差に相 当する年数が 1 年で ある職員にあつては ， 100 分の 2）を乗 じて得た額の合計額			の差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日 <u>の属する年度 の末日</u> におけるその 者の年齢との差に相 当する年数が 1 年で ある職員にあつては ， 100 分の 2）を乗 じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職 日給 料月 額に ，	退職日給料月額及び 退職日給料月額に退 職の日において定め られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日における その者の年齢との差 に相当する年数が 1 年である職員にあつ ては， 100 分の 2） を乗じて得た額の合		第 5 条の 2 第 1 項 第 2 号	退職 日給 料月 額に ， <

		計額に,
略	略	略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	略	略
条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する

		を乗じて得た額の合計額に,
略	略	略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	略	略
条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する

		年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）を乗じて得た額の合計額			年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の <u>属する年度の末日</u> におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）を乗じて得た額の合計額
略			略		
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100	第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の <u>属する年度の末日</u> におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職

		分の 2) を乗じて得た額の合計額			員にあつては、100分の 2) を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額	第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2) を乗じて得た額の合計額
	略	略		略	略
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその		及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその

		者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	略	略
（退職手当の調整額） 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職，通勤による傷病による休職並びに鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第93号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。），同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により		
		者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の <u>属する年度の末日</u> におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	略	略
（退職手当の調整額） 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職，通勤による傷病による休職並びに鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第93号）第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。），同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により		

現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第5項において「休職月等」という。）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（1）～（7） 略

2～5 略

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

（2） 略

2～14 略

（失業者の退職手当）

現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（1）～（7） 略

2～5 略

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

（2） 略

2～14 略

（失業者の退職手当）

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する

第10条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) 略

3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望す

場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手

一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には，その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において，当該退職に係る退職手当管理機関が，当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し，当該退職の日から6月以内に，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは，当該退職手当管理機関は，当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限

当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には，その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において，当該退職に係る退職手当管理機関が，当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し，当該退職の日から6月以内に，当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは，当該退職手当管理機関は，当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り，当該相続人に

り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者

対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、

退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場

失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場

合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の

合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受

額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は，昭和31年4月1日から施行する。

2 略

3 当分の間，35年以下の期間勤続して退職した者（鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鈴鹿市条例第31号。以下「条例第31号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当

給可能者であつた場合にあつては，失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

附 則

1 この条例は，昭和31年4月1日から施行する。ただし，第10条（第1項第4号の規定を除く。）の規定は昭和30年9月1日から適用し，同条第1項第4号の規定の昭和32年10月31日前に退職する職員に対する適用については同号中「270日」とあるのは「210日」とする。

2 昭和31年3月31日以前の退職による退職手当の支給については，なお，従前の例による。

3 昭和31年3月31日現に在職する職員で召集又は入営により休職（これに準ずる取扱による入営を含む。）した期間は，その者の勤続期間として通算するものとする。

4 略

5 当分の間，35年以下の期間勤続して退職した者（鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鈴鹿市条例第31号。以下「条例第31号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当

の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第8項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第31号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第31号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 略

7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第31号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第31号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 略

9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

- 8 当分の間、第4条第1項の規定は、
11年以上25年未満の期間勤続した者で
あつて、60歳に達した日以後その者の
非違によることなく退職した者（定年
の定めのない職を退職した者及び同項
又は同条第2項の規定に該当する者を
除く。）に対する退職手当の基本額に
ついて準用する。この場合における第
3条の規定の適用については、同条第
1項中「又は第5条」とあるのは「、
第5条又は附則第8項」とする。
- 9 当分の間、第5条第1項の規定は、
25年以上の期間勤続した者であつて、
60歳に達した日以後その者の非違によ
ることなく退職した者（定年の定め
のない職を退職した者及び同項又は同条
第2項の規定に該当する者を除く。）
に対する退職手当の基本額について準
用する。この場合における第3条の規
定の適用については、同条第1項中「
又は第5条」とあるのは「、第5条又
は附則第9項」とする。
- 10 鈴鹿市職員給与条例附則第11項の規
定による職員の給料月額の改定は、給
料月額の減額改定に該当しないものと
する。
- 11 当分の間、第4条第1項第4号並び
に第5条第1項第3号、第6号及び第

略

7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）第2条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（鈴鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年鈴鹿市条例第21号）による改正前の鈴鹿市職員の定年等に関する条例（昭和59年鈴鹿市条例第27号）。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条の適用を受けていた者にあつては、60歳に達する日とする。）退職日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項、第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和4年旧職員定年条例第3条の適用を受けていた者にあつては、60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 12 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定

められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条の第1項の項、第5条の2第1項第1号の項、第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

13 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」と、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び

第5条第1項の項，第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項，第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては，100分の2）」とあるのは，「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 15 当分の間，第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については，第5条の3表第4条第1項及び第5条第1項の項，第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項，第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては，100分の2）」とあ

るのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鈴鹿市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>鈴鹿市職員退職手当支給条例第3条から第5条まで又は附則第8項若しくは第9項の規定に該当する退職</u>をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3まで及び附則第8項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u> 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>鈴鹿市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職</u>をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は同条例第5条の2及び附則第10項の規定により</u>	附 則 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条から第5条までの規定に該当</u>をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</u> 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に<u>新条例第3条第1項の規定に該当する退職</u>をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じ</u>

計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に鈴鹿市職員退職手当支給条例第5条又は附則第9項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 昭和60年3月31日に在職し、年齢50歳以上の職員で、次の各号のいずれかに該当する場合には、鈴鹿市職員退職手当支給条例第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) 職員として20年以上勤続し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した場合

て得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 昭和60年3月31日に在職し、年齢50歳以上の職員で、次の各号の一に該当する場合には、鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 略

(2) 職員として20年以上勤続し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同法第28条の4第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した場合を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合又は法律の規定に基づく任期を終えて退職

	した場合
--	------

(鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年鈴鹿市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で鈴鹿市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第3項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。	附 則 12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で鈴鹿市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第5項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退	附 則 (経過措置) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退

職することによりこの条例による改正後の鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和38年鈴鹿市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。）附則第4項の規定、附則第8条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鈴鹿市条例第31号。以下この条及び次条において「条例第31号」という。）附則第5項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年鈴鹿市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間

職することによりこの条例による改正後の鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第5項から第7項まで、附則第7条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和38年鈴鹿市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。）附則第4項の規定、附則第8条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年鈴鹿市条例第31号。以下この条及び次条において「条例第31号」という。）附則第5項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年鈴鹿市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間

が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、鈴鹿市職員退職手当支給条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第4項、条例第31号附則第5項から第7項まで並びに条例第39号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第5項から第7項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第4項、条例第31号附則第5項から第7項まで並びに条例第39号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中鈴鹿市職員退職手当支給条例第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第11項並びに同条例改正附則第7項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第10条第2項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第4項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 4 新条例附則第7項の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以降に退職した新条例第2条第1項に規定する職員について適用する。
- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員という。」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 鈴鹿市河川防災センター
所在地 鈴鹿市庄野町 981 番地の 1
- (2) 名 称 鈴鹿川河川緑地野球場
所在地 鈴鹿市庄野町 1198 番地の 1
- (3) 名 称 鈴鹿川河川緑地運動広場
所在地 鈴鹿市庄野町 1180 番地
- (4) 名 称 鈴鹿川河川緑地ソフトボール場
所在地 鈴鹿市庄野町 1031 番地の 1
- (5) 名 称 鈴鹿川河川緑地テニスコート
所在地 鈴鹿市庄野町 1025 番地の 1
- (6) 名 称 鈴鹿川河川緑地クリケットコート
所在地 鈴鹿市庄野町 1169 番地の 2
- (7) 名 称 鈴鹿川河川緑地多機能芝生広場
所在地 鈴鹿市弓削町 986 番地の 1
- (8) 名 称 鈴鹿川河川緑地

所在地 鈴鹿市庄野町地内

2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名

名 称 株式会社G F M

所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 2 6 番 2 2 号

代表者の氏名 代表取締役 上田 麗子

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 白子駅東自転車駐車場
所在地 鈴鹿市白子本町13番33号
 - (2) 名 称 白子駅東第2自転車駐車場
所在地 鈴鹿市白子本町5337番地
 - (3) 名 称 白子駅西自転車駐車場
所在地 鈴鹿市白子駅前16番16号
- 2 指定管理者となる団体の名称, 所在地及び代表者の氏名
名 称 蔦井株式会社
所在地 愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目57番地
代表者の氏名 代表取締役社長 熊田 光男
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市白子コミュニティセンター
所在地 鈴鹿市江島本町 13 番 37 号

- 2 指定管理者となる団体の名称, 所在地及び代表者の氏名
名 称 白子コミュニティセンター運営委員会
所在地 鈴鹿市江島本町 13 番 37 号
代表者の氏名 会長 内山 安司

- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて, 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により,
この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市神戸コミュニティセンター
所在地 鈴鹿市神戸九丁目24番52号
- 2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 神戸コミュニティセンター運営委員会
所在地 鈴鹿市神戸九丁目24番52号
代表者の氏名 会長 中西 尚
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市合川コミュニティセンター
所在地 鈴鹿市長法寺町 1 7 7 6 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称, 所在地及び代表者の氏名
名 称 合川コミュニティセンター運営委員会
所在地 鈴鹿市長法寺町 1 7 7 6 番地
代表者の氏名 会長 分部 保夫
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて, 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により,
この議案を提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市牧田コミュニティセンター
所在地 鈴鹿市平田東町5番10号
- 2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名
名 称 牧田地区地域づくり協議会
所在地 鈴鹿市平田東町4番11号
代表者の氏名 会長 田中 重行
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第244条の2第6項の規定により，この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市労働福祉会館
所在地 鈴鹿市神戸地子町388番地
- 2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名
名 称 三重コニックス株式会社
所在地 四日市市芝田一丁目2番13号
代表者の氏名 代表取締役 吉田 治伸
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第244条の2第6項の規定により，この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市伝統産業会館
所在地 鈴鹿市寺家三丁目 1 0 番 1 号
- 2 指定管理者となる団体の名称, 所在地及び代表者の氏名
名 称 伊勢形紙協同組合
所在地 鈴鹿市寺家三丁目 1 0 番 1 号
代表者の氏名 理事長 小林 満
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて, 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により,
この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場
所在地 鈴鹿市寺家三丁目 2450 番地の 53
- 2 指定管理者となる団体の名称, 所在地及び代表者の氏名
名 称 鼓ヶ浦観光協会
所在地 鈴鹿市寺家三丁目 41 番 16 号
代表者の氏名 会長 後藤 光雄
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて, 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により,
この議案を提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月24日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市千代崎駐車場
所在地 鈴鹿市南若松町429番地の9
- 2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者の氏名
名 称 千代崎観光協会
所在地 鈴鹿市南若松町429番地の98
代表者の氏名 会長 北川 克明
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、
この議案を提出する。

議案第 77 号

三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，三重県市町総合事務組合理約を次のように変更するについて，関係地方公共団体と協議する。

令和 4 年 11 月 24 日提出

鈴鹿市長 末松 則子

三重県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

（別紙）

提案理由

三重県市町総合事務組合理約の変更に関し関係地方公共団体と協議するについて，地方自治法第 290 条の規定により，この議案を提出する。

三重県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合理約（昭和 6 2 年三重県指令地第 8 8 5 号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
共同 処理 する 事務	共同処理する市町	共同 処理 する 事務	共同処理する市町
略	略	略	略
第 3 条第 1 項 第 4 号に 定め る事 務	津市，四日市市， <u>伊勢市</u> ， <u>松阪市</u> ，桑名市，鈴鹿 市，名張市，亀山市，鳥 羽市，いなべ市，志摩市 ，伊賀市，木曽岬町，東 員町，菰野町，朝日町， 川越町，多気町，明和町 ，大台町，玉城町，度会 町，大紀町，南伊勢町， 紀北町，御浜町	第 3 条第 1 項 第 4 号に 定め る事 務	津市，四日市市，桑名市 ，鈴鹿市，名張市，亀山 市，鳥羽市，いなべ市， 志摩市，伊賀市，木曽岬 町，東員町，菰野町，朝 日町，川越町，多気町， 明和町，大台町，玉城町 ，度会町，大紀町，南伊 勢町，紀北町，御浜町
略	略	略	略

附 則

この規約は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。